ハ　下請負人が置く主任技術者の氏名
ニ　第十四条の二第一項第四号ヘに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七　法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

（講習の登録の申請）

第十七条の四　法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四　法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五　登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　（略）

2　（略）

（登録の更新）

第十七条の五　前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

（特定専門工事の合意の内容等）

第十七条の六　法第二十六条の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該特定専門工事の内容

二　当該特定専門工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。次号において同じ。）

三　当該特定専門工事が元請負人が発注者から直接請け負つた建設工事に係るものであるときは、当該元請負人が当該発注者から直接請け負つた建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

四　元請負人が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格

2　法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第六項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二　前項第四号の主任技術者が当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七　法第二十四条の七第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の七第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

（講習の登録の申請）

第十七条の四　法第二十六条第四項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第二十六条の六第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四　法第二十六条の六第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五　登録を受けようとする者が法第二十六条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　（略）

2　（略）

（登録の更新）

第十七条の五　前条の規定は、法第二十六条の七第一項の登録の更新について準用する。

（新設）